

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会  
会長 野崎 和義

公文書の不開示決定に関する異議申立てについて（答申）

以下の情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

- (1) 平成25年8月29日付け玉市総第215-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問8号」という。）
- (2) 平成25年8月29日付け玉市総第216-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問9号」という。）
- (3) 平成25年9月19日付け玉市総第255-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問12号」という。）
- (4) 平成25年9月19日付け玉市総第256-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問13号」という。）
- (5) 平成25年9月19日付け玉市総第258-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問14号」という。）
- (6) 平成25年9月19日付け玉市総第259-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問15号」という。）
- (7) 平成25年9月19日付け玉市総第260-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問16号」という。）
- (8) 平成25年9月19日付け玉市総第261-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問17号」という。）
- (9) 平成25年9月19日付け玉市総第262-1号情報公開審査諮問書（以下「諮問18号」という。）

## 1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）が以下で行った各不開示決定（以下「本件各不開示決定」という。）は、いずれも妥当である。

- (1) 平成25年8月1日付け玉市総第172-2号
- (2) 平成25年8月1日付け玉市総第173-1号
- (3) 平成25年8月14日付け玉市総第197-1号

- (4) 平成25年8月9日付け玉市総第189-2号
- (5) 平成25年8月14日付け玉市総第199-2号
- (6) 平成25年8月14日付け玉市総第200-2号
- (7) 平成25年8月14日付け玉市総第201-2号

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

ア 不開示決定の内容に不備な部分がある（諮問8号及び諮問9号関係）。

イ 不開示決定を取り消し、対象文書を開示するよう求める（諮問12号ないし諮問18号関係）。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 上記2（1）アについて

事実に基づく決定が行われていない（諮問8号及び諮問9号関係）。

イ 上記2（1）イについて

(ア) 実施機関が存在しないとした文書は不適正な事務取扱いをされたため存在しなくなったものであり、実施機関は条例の適用を誤っている（諮問12号及び諮問13号関係）。

(イ) 存在しないとした文書は、不適正な事務取扱いが行われたため存在しなくなったものであり、対象文書を不開示とすべき理由はない（諮問14号ないし諮問18号関係）。

(ウ) 受付印欄の收受番号が「第24号」、所管課欄が「総務課行政係、管財課管財係、土木課管理係」である公文書開示請求書の写しは、平成25年3月1日以降に公開窓口から異議申立人に交付されており、存在しているため、それに対応する公文書開示請求処理票を不開示とすべき理由はない（諮問16号関係）。

(エ) 公文書開示請求書の受付番号が「第24-2号」及び「第24-3号」に係る文書については、公開窓口で不適正に作成された受付番号「第25号」の請求書を「第24-2号」に、また同「第26号」の請求書を「第24-3号」として不正に作成されており、これらの請求書は総務課でも收受されていなければならない（諮問18号関係）。

## 3 実施機関の説明の要旨

実施機関からの意見書による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件各異議申立てに係る公文書開示請求（以下「本件各請求」という。）の対

象となる公文書（以下「本件対象文書」という。）は、平成25年2月15日付けで異議申立人が実施機関に対して行った公文書の開示を求める請求書であるが、当該請求書の受付印欄の收受番号は同年3月1日に異議申立人からの申出により修正を行い、同年6月7日に同人にその修正後の文書の写しを交付している。

したがって、異議申立人は、対象の公文書が修正済みであることを認識した上で修正前の收受番号の文書の開示を請求したものであり、請求内容と対象公文書が合致しないものは交付すべきではないと判断し、不存在による不開示とした（諮問8号、諮問9号及び諮問12号関係）。

- (2) 不開示による不利益処分に対して異議申立てを行ったものではなく、公文書開示決定通知書の記載内容に対する異議である（諮問8号及び諮問9号関係）。
- (3) 本件各請求は、上記（1）と同様に、平成25年6月7日、同年8月13日、同年8月20日に既に修正後の文書の写しを入手しているなど請求時点で收受番号が修正済みであることを明らかに認識しながら行われたものであり、請求内容は、所管課欄の課名と受付印欄の收受番号との組み合わせによる条件を指定した請求であるが、上記（1）と同様の理由により所管課欄の課名及び受付印欄の收受番号のいずれか又は両方が実施機関が保有する文書と一致していないため、請求内容の条件と合致していない公文書を交付すべきではないと判断し、不存在による不開示とした（諮問13号ないし諮問18号関係）。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の併合について

諮問8号、諮問9号及び諮問12号ないし諮問18号については、異議申立人及び所管課が同一であること並びに本件対象文書が重複していることから、行政不服審査法48条において準用される同法36条の規定に基づき、併合して審査することとした。

##### (2) 審査会の審査の対象について

当審査会は、実施機関が保有する文書に対する開示請求に対して実施機関が行った部分開示決定、不開示決定等につき、調査審議し、当該決定の当・不当の判断をする機関であり（玉名市情報公開条例18条1項）、不開示部分につき不開示とすることに理由があるか否かにつき判断しなければならない。

そこで、異議申立人の主張をみると、そのうち、2（2）イの（ア）から（エ）までの各主張は、いずれも実施機関における事務取扱いの不適正さを指摘するものであり、その趣旨は、実施機関の事務取扱いの適否等についての判断を求め、不適正な事務取扱いの是正を求める点にある。

しかし、本件において、実施機関における事務取扱いの不適正さは、開示請

求文書につき不開示としたことを不当とすることの理由となるものではなく、また、実施機関の不適正な事務取扱いの是正は、本来、実施機関に対して要請すべき問題であるから、当審査会の判断の対象となるものではない。

したがって、異議申立人の2(2)イの(ア)から(エ)までの実施機関の事務取扱いの適否等に係る主張部分については、当審査会の判断を控えるものとする。

(3) 異議申立人の主張のうち、2(2)アの主張についても、単に事実に基づく決定が行われていないとするのみで、公文書開示決定通知書の記載内容に対する異議を述べるものであると窺われるところ、それは、不開示としたことを不当とする理由となるものではなく、むしろ、実施機関の事務取扱いの適否等の問題に含まれるものであるから、上記(2)と同様に、当審査会の判断を控えるものとする。

(4) その他に、異議申立人の主張には、異議申立人の公文書開示請求に対し実施機関が不開示としたことを不当とする理由の主張はない。

(5) なお、本件対象文書は、その收受番号が「第24号」から「第24-1号」、「第25号」から「第24-2号」、「第26号」から「第24-3号」にそれぞれ修正されているが、その事務取扱いの適否の問題は別として、修正前の文書と修正後の文書との間に文書としての同一性は失われていない。

また、その修正は異議申立人の申出によりなされたものであり、異議申立人も修正されたことを認識した上で、修正後の文書の写しの交付も既に受けている。

それゆえ、異議申立人は、修正後の文書の写しの交付を受けたことにより実施機関が保有する文書についての開示請求の目的を既に達していると認められる。

(6) 以上より、本件各異議申立てには理由がなく、実施機関が、開示請求に係る文書につき、保有する修正後の文書と合致しないとして文書が不存在であることを理由に不開示とした本件各不開示決定は、いずれも妥当である。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美